

指定解除を停止・猶予された地域の検討

国土交通省 国土政策局
離島振興課
令和元年9月

H25年に指定解除を停止・猶予した離島

○ H25年に指定解除を猶予した離島

都道県名	指定地域名	島名	市町名	人口 (H22)	人口 (H27)	人口減少率 (H12→H22)	人口減少率 (H17→H27)	外海全部 外海一部 内海	寄港回数 (回/日)	航路距離 (km)
北海道	こじま 小島	こじま 小島	あつけしちょう 厚岸町	13人	12人	7.1%	7.7%	外海一部	-	-
岡山県	こじま 児島 諸島	まつしま 松島	倉敷市	3人	3人	35.0%	41.2%	内海	-	-
		むぐちしま 六口島	〃	10人	7人					
愛媛県	あおしま 青島	あおしま 青島	おおずし 大洲市	19人	17人	62.7%	51.4%	内海	2	13.5
鹿児島県	かつらじま 桂島	かつらじま 桂島	いずみし 出水市	13人	8人	59.4%	55.6%	外海一部	-	-
	しんじま 新島	しんじま 新島	鹿児島市	4人	0人	66.7%	100%	内海	3	1.7

○ H25年に指定解除を停止した離島

都道県名	指定地域名	島名	市町名	人口 (H22)	人口 (H27)	人口減少率 (H12→H22)	人口減少率 (H17→H27)	外海全部 外海一部 内海	寄港回数 (回/日)	航路距離 (km)
宮崎県	みなみなか 南那珂 群島	おおしま 大島	日南市	11人	1人	49.3%	81.8%	外海一部	4	3.4
		つしま 築島	くしまし 串間市	25人	9人			10人	外海一部	-

赤字: 基準値未滿

小島の概要と振興方針

小島の概要

- ▶ 北海道厚岸郡厚岸町から南方0.9kmの厚岸湾口に位置する離島。
- ▶ 人口12人(平成27年)、面積0.05km²、本土との定期航路なし。必要に応じて自家用漁船により移動しており、所要時間は10分程度。
- ▶ コンブの採取期間である春季から秋季のみ居住し、冬季には全戸が本土へ移動。
- ▶ 産業は、沿岸の昆布採取業のみ。
- ▶ 昆布漁のために居住をしていることから、学校施設や介護サービスを必要とする居住者はいない。



指定基準との関係

基準	判定	小島
人口おおむね50人以上	×	12人
人口減少率10%以上	×	H17→H27の人口減少率:7.7%
指定についての要望の有無	○	(H25調査時)
(参考)最短航路距離5km以上	—	定期航路無し
(参考)寄港回数1日6回以下	—	定期航路無し

H25当時の振興方針

- 近年本格的な流水接岸がないことにより雑海藻が繁茂し、昆布の着生・生育が阻害されているため、漁場機能の回復に向けた漁場改良や新たな漁場の整備を実施。
- 老朽化した本土からの飲用水輸送管の補修を随時実施。
- 漁業活動の効率化のため、海岸浸食や災害防止のための海岸保全施設の整備を検討。

児島諸島の概要と振興方針

児島諸島の概要

- ▶ 岡山県倉敷市南部に位置する2島(松島、六口島)で構成される瀬戸内海の離島。
- ▶ 人口10人(平成27年)、面積1.17km²、本土との定期航路なし(本土からの所要時間は、15分程度)。
- ▶ 島に医療機関はなく、必要に応じて自家用船により本土の医療機関を受診。
- ▶ 六口島は、水産業と観光業が主産業となっており、民宿が営まれている。また、島の北端にはキャンプ場があり、岡山県「青少年の島」に指定されている。



指定基準との関係

基準	判定	松島、六口島
人口おおむね50人以上	×	10人(松島 3人) (六口島 7人)
人口減少率10%以上	○	H17→H27の人口減少率:41.2%
指定についての要望の有無	○	(H25調査時)
(参考)最短航路距離5km以上	—	定期航路無し
(参考)寄港回数1日6回以下	—	定期航路無し

H25当時の振興方針

- 港町情緒を色濃く残した下津井地区や「ジーンズ発祥の地」である児島地区などの本土側観光地を含めた観光ルートについて、民間渡船業者や観光業者と連携して企画実施することで、交流人口の拡大を目指す。
- 青少年の島の利用条件緩和による教育旅行やスポーツ団体の合宿受け入れなどのPR活動。
- 災害時における情報伝達手段の確保など、住民が自ら身を守ることのできるソフト対策を実施。

青島の概要と振興方針

青島の概要

- 愛媛県大洲市の長浜港から北に13.5kmの伊予灘のほぼ中央に位置する離島。
- 人口17人(平成27年)、面積0.49km²、本土との航路距離13.5km、寄港回数2便/日。
- 産業は、めばる、たい、あじ等の漁船漁業が中心となっており、第1次産業が約8割を占める主要産業となっている。
- 地域内に介護サービス事業所がなく、本土事業者によるサービス提供も困難な状況。



指定基準との関係

基準	判定	青島
人口おおむね50人以上	×	17人
人口減少率10%以上	○	H17→H27の人口減少率:51.4%
指定についての要望の有無	○	(H25調査時)
(参考)最短航路距離5km以上	○	長浜～青島 13.5km
(参考)寄港回数1日6回以下	○	長浜～青島 2便

H25当時の振興方針

- 離島航路維持のため、老朽化した定期船をバリアフリー化した新船に更新するとともに、青島海運(有)へ運航欠損の一部を補助。
- 主要産業である沿岸漁業維持のため、築いそや漁礁の設置等により漁場の造成を図るほか、稚魚の放流など漁場環境の整備に努める。
- 関係機関と連携強化しながら、救急艇やドクターヘリを利用できるようヘリポートや接岸施設の整備を検討。
- 海水浴場等の整備や海水浴場までの歩道整備を行う。
- 本土側の小中学生や高校生等に郷土芸能「青島の盆踊り」を広く伝承し、世代間交流を推進。
- 台風や冬季の波浪による海岸浸食防止のため、引き続き、護岸や消波ブロック等の整備を実施。

桂島の概要と振興方針

桂島の概要

- ▶ 鹿児島県出水市北部の沖合約2kmに位置する離島。
- ▶ 人口8人(平成27年)、面積0.33km²、本土との定期航路なし。
- ▶ 定期航路がなく、夏場の数団体のキャンプを除くと訪れる人は少ない。
- ▶ 水産業が基幹産業となっており、周辺的好漁場でクルマエビ漁・チリメンジャコ漁等が盛ん。



指定基準との関係

基準	判定	桂島
人口おおむね50人以上	×	8人
人口減少率10%以上	○	H17→H27の人口減少率:55.6%
指定についての要望の有無	○	(H25調査時)
(参考)最短航路距離5km以上	—	定期航路無し
(参考)寄港回数1日6回以下	—	定期航路無し

H25当時の振興方針

- 漁礁や増殖場の設置等による資源の育成。合わせて、チリメンジャコなどを利用した特産品の開発促進。
- へき地医療拠点病院である出水総合医療センターの機器や救急医療体制の充実。
- 砂防、治山、治水、海岸保全等に関する国土保全施設の整備。

新島の概要と振興方針

新島の概要

- ▶ 錦江湾内にある桜島の北東約1.5kmに位置し、鹿児島市に属する離島。
- ▶ 人口0人(平成27年)、面積0.13km²、桜島と行政連絡船で結ばれており、航路距離1.7km、寄港回数3便/日(週3日)。
- ▶ 近日中に2名(夫婦)が新島での居住を開始予定。



指定基準との関係

基準	判定	新島
人口おおむね50人以上	×	0人
人口減少率10%以上	○	H17→H27の人口減少率:100%
指定についての要望の有無	○	(H25調査時)
(参考)最短航路距離5km以上	×	浦之前港(桜島)~新島1.7km
(参考)寄港回数1日6回以下	○	3便(週3日)

H25当時の振興方針

- 桜島と錦江湾(鹿児島湾)地域の日本ジオパーク及び世界ジオパーク認定を目指し、「桜島・錦江湾ジオパーク推進協議会」等を開催。
- 砂防、治山、治水、海岸保全等に関する国土保全施設の整備。

南那珂群島の概要と振興方針

南那珂群島の概要

- ▶ 大島(宮崎県日南市)、築島(同串間市)の2島で構成される地域。
- ▶ 人口10人(平成27年)、面積2.32km²、本土との航路距離3.4km、寄港回数4便/日(築島は定期航路なし)。
- ▶ 漁業・水産加工業が基幹産業となっている。
- ▶ 両島とも領海基線の基点となる島。



指定基準との関係

基準	判定	大島、築島
人口おおむね50人以上	×	10人(大島1人) (築島9人)
人口減少率10%以上	○	H17→H27の人口減少率:81.8%
指定についての要望の有無	○	(H25調査時)
(参考)最短航路距離5km以上	×	大島は3.4km 築島は定期航路無し
(参考)寄港回数1日6回以下	○	大島は4便/日 築島は定期航路無し

H25当時の振興方針

【大島】

- 栽培漁業の推進や漁礁の設置等による水産業の振興。

【築島】

- 定期航路開設の検討。
- 水産業振興のための防波堤整備推進や人口漁礁設置等による水産業の推進。

自治体への前回調査の内容

【H25.4.11】

〔対象〕 指定済み離島(50人以上)

〔調査項目〕 ・指定継続の要望の有無

〔対象〕 指定済み離島(50人未満)

〔調査項目〕 ・指定継続の要望の有無
・地域毎の今後の振興の方針

【H25.5.15】

〔対象〕 指定済み離島(50人未満)

〔調査項目〕 ・今後の振興方針
・振興方針に則した成果目標(具体目標)
・振興策の実施、評価体制
・具体の事業、振興策(ハード・ソフト)
・参考図面(事業、振興策の実施箇所)
・実施・評価体制図

1. 自治体への調査内容について

- | | |
|--------|--|
| 〔目的〕 | 離島振興に関する自治体のこれまでの取組及び今後の振興策等を調査し、各指定地域の振興方針を確認する |
| 〔調査項目〕 | ・指定継続の要望の有無
・H25以降の事業(ハード・ソフト)実績
・指定地域の今後の振興策等 |

2. 現地調査について

- | | |
|--------|---|
| 〔目的〕 | 島の現況を把握し、離島振興計画の実現可能性について確認する |
| 〔時期〕 | 令和元年10月～令和2年2月 |
| 〔視察方法〕 | 部会委員＋事務局(離島振興課)職員 |
| 〔視察箇所〕 | ※H25は未指定離島のみ
の視察で、指定済み離島の視察はなし
未指定離島7地域中、4地域を視察 |

3. その他

- 他に必要な調査の有無